

## 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

景観形成上重要な役割を果している建造物や樹木を適切に保全・活用していくため、景観法第8条第2項第3号に基づき、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に向けて取り組みます。

### （1）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針

次の①及び②に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意向を踏まえ「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」として、指定します。

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められたもの
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけているもの

### （2）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準

本市においては、景観法施行規則第6条第1項、第2項イ及び第11条に定められる指定基準（次の①及び②）に加え、市独自に③の基準を定めます。

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ③美観性、地域性、歴史・文化性、視認性が高いもののうち、特に周囲のランドマークになる等、地域の景観的影響が大きいもの

## 6 景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準（法第8条第2項第4号ロハ）

道路、河川、公園などの公共施設は、景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。このため、景観法第8条第2項第4号ロハに基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化をいかした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川や都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとします。

### （1）景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす次の要件のいずれかを満たす施設を対象に指定します。

#### 景観重要公共施設の指定の要件

- ①本市の景観の骨格を形成する道路、河川、公園等で、現に市のシンボルとなっており、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設
- ②重点的に景観形成を図る地域内及びその周辺に位置する主要な道路・公園・河川等の公共施設
- ③開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

### （2）景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設として次の施設を指定します。

#### ①良好な景観の形成に重要な道路（以下、「景観重要道路」という。）

##### 【御堂筋（阪急前交差点～難波西口交差点）】

「御堂筋」は、本市のシンボルストリートであり、イチョウ並木が市指定文化財に指定されるなど、風格のある街路となっています。国道25号と国道176号から構成される幅員44mの道路で、阪急前から難波駅前までの間を「御堂筋」と愛称で呼ばれ、市民の方に親しまれており、大阪都心の顔としての魅力をいかす様々な取り組みが進められています。



御堂筋のイチョウ並木



## ② 良好な景観の形成に重要な河川(以下、「景観重要河川」という。)

## 【土佐堀川】

土佐堀川は中之島の南に位置する河川であり、沿川のまちなみや水辺の緑が連続的に見える象徴的な河川景観を形成しています。中之島公園や沿川の遊歩道からは親水性が確保され、市民に親しまれる水辺空間となっています。



土佐堀川

## 【旧淀川(堂島川・大川(天満橋から船津橋まで))】

堂島川・大川は中之島の北・東に位置する河川であり、沿川の建物群や水辺の緑が連続的に見える象徴的な河川景観を形成しています。沿川の道路や遊歩道からは水面や対岸のまちなみを眺めることができ、開放的な水辺空間となっています。



旧淀川(堂島川・大川)

土佐堀川、堂島川ではクルーズ船などの舟運が整備され、また様々な取り組みにより水都大阪を象徴する水辺景観の形成が進められています。



## ③ 良好な景観の形成に重要な公園(以下、「景観重要公園」という。)

## 【中之島公園】

明治24年に本市の都市公園第1号として開設された中之島公園は、堂島川・大川と土佐堀川に挟まれた水都大阪の象徴ともいえる都市公園です。近年、水都大阪の再生の象徴として中之島公園の再整備が完成し、大阪の風格や魅力を高める景観資源となっています。



公園全景



### (3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

整備に関する事項は、景観重要公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項について定めるものです。

#### ①景観重要道路【御堂筋】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す御堂筋地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい道路空間を形成します。

- ・歩道・自転車通行空間の舗装、横断防止柵、防護柱、照明灯、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等のデザインは、周辺地域の景観や沿道のまちなみと調和したものとするよう努める。
- ・連続した街路樹の景観を維持し、道路緑化に努める。
- ・公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。

#### ②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川(堂島川・大川)】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい河川空間を形成します。

- ・護岸、転落防止柵、照明灯、その他河川の付属物となる工作物の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に努める。
- ・公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。

### ③景観重要公園【中之島公園】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、憩いや安らぎ、うるおいなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地を形成します。

・公園内の植栽や園路、トイレやベンチなどの利便施設については、現状において周辺景観に調和したデザインとなっており、また公共サイン等については統一感のある意匠や集約化がなされている。

今後もこれらの施設等の適切な維持管理により、重要文化財である大阪市中央公会堂や大阪府立図書館等の周辺の建築物と調和した良好な景観維持に努める。

#### ※適用除外項目(共通事項)

次の整備については、上記①～③の事項は適用されません。

- (i) 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- (ii) 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- (iii) 公共施設の日常管理・部分補修
- (iv) 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
- (v) その他 事業コンペ(デザイン審査を行うもの)を行う場合や有識者に意見を聴取した場合

### (4) 景観重要公共施設の占用等の許可の基準

占用等の許可の基準は、景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものです。

#### ①景観重要道路【御堂筋】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す御堂筋地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい道路空間を形成します。

・バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器、鉄道事業及び地下街の地上占用物件(地下鉄出入口上屋・吸気塔類等)の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。

・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

#### ②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川(堂島川・大川)】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい河川空間を形成します。

- ・河川内に新たに設ける建造物等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

### ③景観重要公園【中之島公園】の占用等の許可等の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、憩いや安らぎ、うるおいなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地を形成します。

- ・公園内に新たに設ける店舗等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

### ※適用除外項目(共通事項)

次の占用等の許可については、上記①～③の基準は適用されません。

- (i) 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- (ii) 景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの  
(外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。)
- (iii) 工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
- (iv) 催物等のために一時的(原則1ヶ月以内)に設置されるもの(広告物を含む。)